

深夜営業騒音の防止に御協力を！

—近隣住民への気くばりで静かで住みよい街づくり—



まわりへの気くばりを忘れていませんか？

近年、近隣騒音に対しての苦情が年々増えています。その中で大きな役割を占めるのが、飲食店等から発生する騒音への苦情です。

あなたのお店では、カラオケや拡声装置などからの騒音で、近隣の方たちに、気が付かないうちに迷惑をかけていることはありませんか。

近隣の方たちに対する小さな気配りがトラブルを未然に防ぐ手立てになります。

一度、自分のお店を自己点検してみてください。

お店の音はだいじょうぶ？

騒音チェックポイント

- 店の外に出て音を聞いてみてください。どれくらいの音が出ているか、どこから音が漏れているかが分かります。
- 窓や出入口にすきまがあったり、開けっぱなしになっていませんか。
- カラオケなどのボリュームを上げすぎていませんか。
- 店の壁、天井、床の防音効果は十分ですか。
- 室外機の向きはどちらを向いていますか。

ご存じですか？

防音対策

○音は、ほんのわずかなすきまや遮音性能の低い部分があれば、そこから集中的に逃げ出します。

防音対策の基本は、天井、壁、床、開口部などのそれぞれでバランスのとれた総合的な対策をとることです。

○防音対策が必要になりましたら、次のポイントを参考にしてください。

- ・窓（二重窓にするか、なくす）
- ・壁（防音材を使う）
- ・換気扇（消音型にする）
- ・天井（防音材を使う）
- ・クーラー室外機（防音壁を設置する）
- ・スピーカー（音量出力の小さいものにする）
- ・出入口（二重構造にする）
- ・店外（大声で送り迎えをしない）

○効果のある防音材と減少できる音量は、おおむね次のとおりです。

窓	アルミサッシ引き違い窓	20デシベル
	アルミサッシ二重窓	25～30デシベル
	防音サッシ	25～30デシベル
換気扇	防音カバー	30デシベル
壁	コンクリートブロック (モルタル仕上げ)	40デシベル
	鉄筋コンクリート (モルタル仕上げ)	45デシベル
出入口	木製ドア	15～20デシベル
	鉄製ドア	20～25デシベル

県民の生活環境の保全等に関する条例による 営業騒音の規制

次の11業種の夜間（午後10時～午前6時）の営業騒音について、「県民の生活環境の保全等に関する条例」で規制されます。（営業所の敷地境界において、次に掲げる規制基準を超える騒音を発生させてはいけません。）また、飲食店・喫茶店・カラオケボックスについては、営業騒音についての規制とともに夜間（午後11時～午前6時）の音響機器の使用が制限されます。

（単位：デシベル）

規制対象		飲食店 喫茶店 カラオケボックス		・ガソリンスタンド ・液化石油ガススタンド ・ボーリング場 ・バッティングセンター	・ゴルフ練習場 ・テニス場 ・遊泳場 ・アイススケート場
		騒音規制基準	音響機器の使用制限	騒音規制基準	
時間の区分		午後10時～ 午前6時	午後11時～午前6時	午後10時～午前6時	
地域の区分					
①	第1種低層住居専用地域	40	つぎの音響機器は使用してはいけません カラオケ装置 音響再生装置 楽器 拡声装置 有線ラジオ放送受信装置	40	
	第2種低層住居専用地域				
	第1種中高層住居専用地域				
	第2種中高層住居専用地域				
	第1種住居地域				
②	第2種住居地域	50	—	50	
	準住居地域				
	近隣商業地域				
	商業地域				
	準工業地域				
③	工業地域	60	—	60	
④	工業専用地域	70	—	70	
⑤	その他の地域	50	—	50	

- 備考 1) 飲食店及び喫茶店に係る音響機器の使用制限については、当該音響機器から発生する音が営業所の外部に漏れない場合は、この制限を受けません。
- 2) ②～⑤の地域内に所在する病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）、又は特別養護老人ホームの周囲50mの区域内の基準は、上記の値からそれぞれ5デシベル減じた値。
- 3) ①の地域に接する③及び④の地域については当該接する境界線から50mの範囲内の基準は、上記の値からそれぞれ5デシベル減じた値（2の適用地域を除く）。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する 法律による営業騒音の規制

風俗営業（キャバレー等）、特定遊興飲食店営業（ナイトクラブ等）及び深夜飲食店営業（午前0時から午前6時まで）を営んでいる方は、営業所周辺において次に掲げる数値以上の騒音が生じないよう営業しなければなりません。

〈施行条例で定める騒音に係る数値〉

（単位：デシベル）

時間の区分 地域の区分	昼 間 (午前6時～午後6時)	夜 間 (午後6時～翌日午前0時)	深 夜 (午前0時～午前6時)
第1種低層住居専用地域	5 5	5 0 (但し、午後10時以降は、40デシベル)	4 0
第2種低層住居専用地域			
第1種中高層住居専用地域			
第2種中高層住居専用地域			
第1種住居地域			
第2種住居地域			
準住居地域			
近隣商業地域	6 0	5 5	5 0
準工業地域			
工業地域			
工業専用地域			
その他の地域			
商業地域	6 5	6 0	5 0

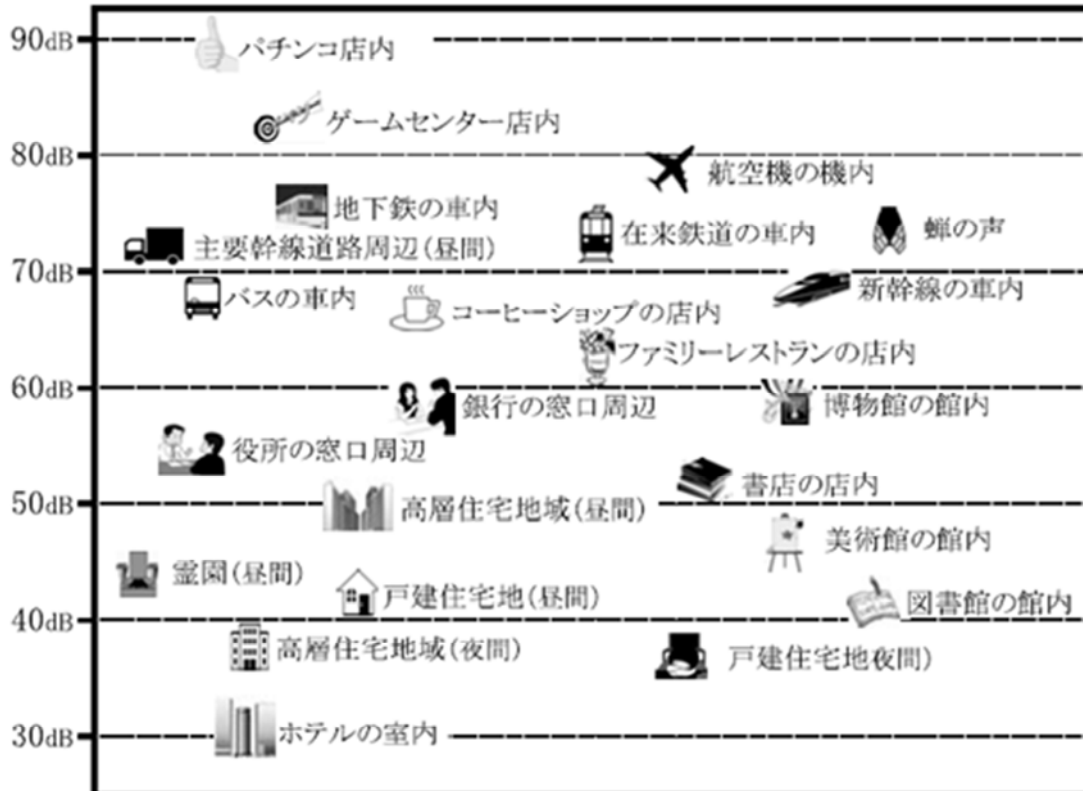
罰則など

県民の生活環境の保全等に関する条例では、騒音の規制基準、音響機器の使用制限に違反した場合に、又は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律では、騒音の規制・営業時間の制限などの遵守事項等に違反した場合に、行政処分や罰則が課せられることがあります。

利用者の義務

県民の生活環境の保全等に関する条例では、飲食店営業等の利用者が、その利用に伴い発生する騒音により、周辺的生活環境を損なうような行為をすることを禁止しています。

音の大きさのめやす



出典：全国環境研協議会 騒音小委員会「騒音の目安（都心・近郊用）」

お問い合わせは

- ・各市町村環境保全担当
- ・愛知県環境部大気環境課
- ・東三河総局、各県民事務所環境保全課
- ・愛知県警察本部生活安全部保安課
- ・各警察署生活安全課